

(証券コード 3295)
平成27年5月8日

投資主各位

東京都中央区八丁堀二丁目26番9号
ヒューリックリート投資法人
執行役員 時田榮治

第2回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第2回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権行使することができますので、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年5月27日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項に基づき、現行規約第14条第1項及び第2項において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、賛成されたものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

(本投資法人現行規約抜粋)

現行規約第14条第1項及び第2項

第14条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬具

記

1. 日 時：平成27年5月28日（木曜日）午後1時30分
2. 場 所：東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地

御茶ノ水ソラシティ2階
ソラシティ カンファレンスセンター
(室名ソラシティホールイースト)

3. 投資主総会の目的である事項：

決議事項

- 第1号議案 規約一部変更の件
- 第2号議案 執行役員1名選任の件
- 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案 監督役員2名選任の件

以上

(お願い)

◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(ご案内)

◎代理人により議決権を行使される場合は、本投資法人の議決権を有するほかの投資主の方1人を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書用紙と共に会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法

投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要が生じた場合は、インターネット上の本投資法人のウェブサイト(<http://www.hulic-reit.co.jp/>)に修正後の事項を掲載いたしますので、ご了承ください。

◎運用状況報告会

当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社であるヒューリックリートマネジメント株式会社による「運用状況報告会」を実施する予定です。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）の改正に伴い、以下のとおり、必要な変更を行うものです。
- ① 一定の日及びその日以後遅滞なく投資主総会を招集する旨の定めとして、本投資法人の投資主総会は、平成29年5月1日及び同日以後、遅滞なく招集され、以後、隔年ごとの5月1日及び同日以後遅滞なく招集され、また、必要あるときは随時招集される旨の規定を新設するものです。
(変更案第9条第2項)
また、変更案第9条第2項第一文の規定に基づき招集される投資主総会について、当該投資主総会において権利行使することができる投資主を定める基準日の規定を新設するものです。（変更案第15条第1項）
- ② 役員の任期に関して、投資主総会の決議によって、法令に定める限度において、役員の任期を延長又は短縮することができる旨の規定を新設するものです。（変更案第17条第2項）
- (2) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含みます。以下「投信法施行規則」といいます。）の改正に伴い、資産を主として不動産等資産（投信法施行規則第105条第1項第1号へに定めるものをいいます。）に対する投資として運用することを目的とする場合には、その旨を規約に記載することが必要とされたため、関連する規定について必要な修正等を行うものです。（変更案第27条、第28条第1項及び第3項並びに第29条第1項）
- (3) 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号。その後の改正を含みます。以下「投信法施行令」といいます。）の改正により、特定資産（投信法施行令第3条に定めるものをいいます。）の種類が追加されたことに伴い、投資対象となる特定資産に再生可能エネルギー発電設備を追加する等の必要な修正等を行うものです。（変更案第29条第2項第(3)号及び同条第3項第(3)号）

- (4) 投資法人における税務と会計の不一致の問題に関して、投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号。その後の改正を含みます。）及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。）等の改正に伴い、必要な変更を行うものです。（変更案第35条第1項第(2)号及び同条第2項）
- (5) 運用報酬Ⅱの算出にあたり、本投資法人が自己投資口を取得し保有する場合の取扱いを明確にするため、決算期末における発行済み投資口の総数から保有する自己投資口の数を除外する旨の規定を追加するものです。（変更案第37条第1項第(1)号②）
- (6) 上記のほか、租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号。その後の改正を含みます。）の改正に伴い不要となった規定の削除、投信法の改正が施行されたことに伴い不要となった附則の削除、本投資法人の第1期営業期間の終了に伴い不要となった規定の削除、役員会の議長の順序の明確化、その他の規定内容の明確化等のために必要な表現の変更等を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線部は変更箇所を示します。）

現 行 規 約	変 更 案
<p>第9条（招集）</p> <p>本投資法人の投資主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、役員会の決議に基づき執行役員が1人の場合は当該執行役員が、執行役員が2人以上の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1人が、これを招集する。</p>	<p>第9条（招集）</p> <p><u>1.</u> 本投資法人の投資主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、役員会の決議に基づき執行役員が1人の場合は当該執行役員が、執行役員が2人以上の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1人が、これを招集する。</p> <p><u>2.</u> 本投資法人の投資主総会は、平成29年5月1日及び同日以後遅滞なく招集し、以後、隔年ごとの5月1日及び同日以後遅滞なく招集する。また、本投資法人は、必要があるときは隨時投資主総会を招集することができる。</p>
2. (新設)	

現 行 規 約	変 更 案
<p>第15条（基準日等）</p> <p>1. 投資主総会において権利行使することができる投資主は、原則として、本投資法人が役員会の決議により定め、法令に従いあらかじめ公告する基準日現在の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主とする。</p>	<p>第15条（基準日等）</p> <p>1. <u>本投資法人が第9条第2項第一文の規定に基づき投資主総会を招集する場合には、本投資法人は、平成29年2月末日及び以後隔年ごとの2月末日における最終の投資主名簿に記載又は記録されている投資主をもって、かかる投資主総会において権利行使することができる投資主とする。かかる場合のほか、</u>投資主総会において権利行使することができる投資主は、原則として、本投資法人が役員会の決議により定め、法令に従いあらかじめ公告する基準日現在の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主とする。</p>
2. (省略)	2. (現行どおり)
<p>第17条（執行役員及び監督役員の選任及び任期）</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 執行役員及び監督役員の任期は、就任後2年とする。但し、補欠又は増員のために選任された執行役員又は監督役員の任期は、前任者又は在任者の残存期間と同一とする。</p>	<p>第17条（執行役員及び監督役員の選任及び任期）</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 執行役員及び監督役員の任期は、就任後2年とする。但し、<u>投資主総会の決議によって、法令に定める限度において、その期間を延長又は短縮することを妨げない。また、</u>補欠又は増員のために選任された執行役員又は監督役員の任期は、前任者又は在任者の残存期間と同一とする。</p>
3. (省略)	3. (現行どおり)
<p>第20条（招集）</p> <p>1. 役員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、執行役員が1人の場合は当該執行役員が、執行役員が2人以上の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1人がこれを招集し、その議長となる。</p>	<p>第20条（招集等）</p> <p>1. 役員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、執行役員が1人の場合は当該執行役員が、執行役員が2人以上の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1人がこれを招集する。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>2. (省略)</p> <p>3. (省略)</p> <p>4. (省略)</p> <p>5. (新設)</p>	<p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>4. (現行どおり)</p> <p>5. 役員会の議長は、執行役員が1人の場合は当該執行役員が、執行役員が2人以上の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1人がこれに当たるものとし、当該執行役員に欠席又は事故がある場合は、役員会においてあらかじめ定めた順序に従い、ほかの執行役員がこれに当たる。但し、全執行役員に欠席又は事故がある場合は、役員会の議長は、役員会においてあらかじめ定めた順序に従い、監督役員のうち1人がこれに当たる。</p>
<p>第27条（資産運用の基本方針） 本投資法人は、運用資産を、主として<u>不動産等</u>（第29条第1項(2)に定義する。）及び<u>不動産対応証券</u>（第29条第1項(3)に定義する。）（以下、不動産等及び不動産対応証券を併せて「不動産関連資産」と総称する。）に対する投資として運用するものとし、継続的な投資を通じて、中長期的な収益の維持・向上及び運用資産の規模と価値の成長を実現することで、投資主価値を最大化していくことを目指して運用を行う。</p>	<p>第27条（資産運用の基本方針） 本投資法人は、運用資産を、主として<u>不動産等資産</u>（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（以下、「投信法施行規則」という。）に定めるもののうち、不動産、不動産の賃借権、地上権及びこれらの資産のみを信託する信託の受益権をいう。）に対する投資として運用することを目的とし、継続的な投資を通じて、中長期的な収益の維持・向上及び運用資産の規模と価値の成長を実現することで、投資主価値を最大化していくことを目指して運用を行う。</p>
<p>第28条（投資態度） 1. 本投資法人は、<u>不動産関連資産を主要な投資対象</u>とし、中でもオフィス及び商業施設について重点を置いて投資を行う。 2. (省略)</p>	<p>第28条（投資態度） 1. 本投資法人は、オフィス及び商業施設について重点を置いて投資を行う。 2. (現行どおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>3．本投資法人は、原則として安定的賃貸事業収入又はこれに類する収入が現に生じているか又は生じる見込みがある不動産関連資産を取得の対象としており、本投資法人は、資産運用の基本方針に照らして適當と認める場合には、上記以外の不動産関連資産やその他の資産にも投資する。</p> <p>4．（省略）</p> <p>5．本投資法人が取得する資産の組入比率は<u>以下の(1)及び(2)の方針によるものとする。</u></p> <p>(1) <u>本投資法人は、特定不動産（本投資法人が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権若しくは地上権又は不動産の所有権、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。）の価額の合計額の本投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合を100分の75以上とする。</u></p> <p>(2) <u>本投資法人は、その有する資産の総額のうちに占める租税特別措置法施行規則第22条の19に規定する不動産等の価額の割合が、100分の70以上となるようにその資産を運用するものとする。</u></p>	<p>3．本投資法人は、原則として安定的賃貸事業収入又はこれに類する収入が現に生じているか又は生じる見込みがある不動産関連資産（<u>第29条第1項(2)に定義する不動産等及び第29条第1項(3)に定義する不動産対応証券をあわせたものを</u>いう。以下同じ。）を取得の対象としており、本投資法人は、資産運用の基本方針に照らして適當と認める場合には、上記以外の不動産関連資産やその他の資産にも投資する。</p> <p>4．（現行どおり）</p> <p>5．本投資法人が取得する資産の組入比率は、特定不動産（本投資法人が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権若しくは地上権又は不動産の所有権、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。）の価額の合計額の本投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合を100分の75以上とする。</p> <p>(2) （削除）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第29条（資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲）</p> <p>1．本投資法人は、第27条に定める資産運用の基本方針に従い、<u>主として</u>以下に掲げる特定資産に投資する。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>2．本投資法人は、前項に掲げる特定資産のほか、次に掲げる特定資産に投資する。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) デリバティブ取引に係る権利（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第2項に定めるものをいう。）</p> <p>(3) (新設)</p> <p>3．本投資法人は、上記のほか、不動産関連資産に付随して取得が必要又は有用と認められる下記の権利等に投資することができる。</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) 動産</p> <p>(4)～(10) (省略)</p> <p>4．(省略)</p>	<p>第29条（資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲）</p> <p>1．本投資法人は、第27条に定める資産運用の基本方針に従い、以下に掲げる特定資産に投資する。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>2．本投資法人は、前項に掲げる特定資産のほか、次に掲げる特定資産に投資する。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) デリバティブ取引に係る権利（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（以下、「投信法施行令」という。）第3条第2号に定めるものをいう。）</p> <p>(3) <u>再生可能エネルギー発電設備（投信法施行令第3条第11号に定めるものをいう。）</u></p> <p>3．本投資法人は、上記のほか、不動産関連資産に付随して取得が必要又は有用と認められる下記の権利等に投資することができる。</p> <p>(1)～(2) (現行どおり)</p> <p>(3) <u>動産（再生可能エネルギー発電設備に該当するものを除く。）</u></p> <p>(4)～(10) (現行どおり)</p> <p>4．(現行どおり)</p>
<p>第34条（決算期）</p> <p>本投資法人の営業期間は、毎年3月1日から8月末日まで及び9月1日から翌年2月末日まで（以下、営業期間の末日をそれぞれ「決算期」という。）とする。<u>但し、本投資法人の第1期営業期間は、本投資法人成立の日から平成26年8月末日までとする。</u></p>	<p>第34条（決算期）</p> <p>本投資法人の営業期間は、毎年3月1日から8月末日まで及び9月1日から翌年2月末日まで（以下、営業期間の末日をそれぞれ「決算期」という。）とする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第35条（金銭の分配の方針）</p> <p>1. 分配方針</p> <p>本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとするほか、金銭の分配にあたっては、投信協会が定める諸規則に従うものとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 分配金額は、租税特別措置法第67条の15第1項に定める投資法人の課税の特例（以下、「投資法人に係る課税の特例規定」という。）に規定される本投資法人の配当可能利益の額の100分の90に相当する金額（法令改正等により当該金額の計算に変更があった場合には変更後の金額とする。）を超えて分配するものとして、本投資法人が決定する金額とする（但し、分配可能金額を上限とする。）。但し、税務上の欠損金が発生した場合、又は欠損金の繰越控除により税務上の所得が発生しない場合はこの限りでなく、本投資法人が合理的に決定する金額とする。なお、本投資法人は運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等を分配可能金額から積み立てることができる。</p> <p>(3) (省略)</p>	<p>第35条（金銭の分配の方針）</p> <p>1. 分配方針</p> <p>本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとするほか、金銭の分配にあたっては、投信協会が定める諸規則に従うものとする。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 分配金額は、租税特別措置法第67条の15第1項に定める投資法人の課税の特例（以下、「投資法人に係る課税の特例規定」という。）に規定される本投資法人の配当可能利益の額の100分の90に相当する金額（法令改正等により当該金額の計算に変更があった場合には変更後の金額とする。）を超えて分配するものとして、本投資法人が決定する金額とする（但し、分配可能金額を上限とする。）。但し、税務上の欠損金が発生した場合、又は欠損金の繰越控除により税務上の所得が発生しない場合はこの限りでなく、本投資法人が合理的に決定する金額とする。なお、本投資法人は運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等のほか必要な金額を分配可能金額から積み立て、又は留保その他の処理を行うことができる。</p> <p>(3) (現行どおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>2. 利益を超えた金銭の分配</p> <p>本投資法人は、経済環境、不動産市場、<u>賃貸市場</u>等の動向により本投資法人が適切と判断する場合、前項(2)で定める分配金額に投信協会の諸規則に定める額を上限として本投資法人が決定する額を加算した額を、分配可能金額を超えて分配することができる。また、上記の場合において金銭の分配金額が法令に定める投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができる。</p>	<p>2. 利益を超えた金銭の分配</p> <p>本投資法人は、経済環境、不動産市場<u>及び賃貸市場</u>等の動向、<u>保有資産の状況並びに財務の状況等</u>により本投資法人が適切と判断する場合、又は本投資法人における法人税等の課税の発生を抑えることができるものとして本投資法人が適切と判断する場合、前項(2)で定める分配金額に投信協会の諸規則に定める額を上限として本投資法人が決定する額を加算した額を、分配可能金額を超えて分配することができる。また、上記の場合において金銭の分配金額が法令に定める投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額をもって、<u>分配可能金額を超えて金銭の分配</u>をすることができる。</p>
<p>3. 分配金の分配方法 (省略)</p> <p>4. 分配金請求権の除斥期間 (省略)</p>	<p>3. 分配金の分配方法 (現行どおり)</p> <p>4. 分配金請求権の除斥期間 (現行どおり)</p>
<p>第37条（資産運用会社に対する資産運用報酬の支払に関する基準）</p> <p>1. 本投資法人が運用資産の運用を委託する資産運用会社（以下、「資産運用会社」という。）に支払う報酬の計算方法及び支払の時期は、次のとおりとする。なお、本投資法人は、資産運用会社に対して、宅地建物取引業法に定める代理・媒介に関する報酬は支払わないものとする。</p>	<p>第37条（資産運用会社に対する資産運用報酬の支払に関する基準）</p> <p>1. 本投資法人が運用資産の運用を委託する資産運用会社（以下、「資産運用会社」という。）に支払う報酬の計算方法及び支払の時期は、次のとおりとする。なお、本投資法人は、資産運用会社に対して、宅地建物取引業法に定める代理・媒介に関する報酬は支払わないものとする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(1) 運用報酬 本投資法人は、各営業期間に係る運用報酬として、下記の運用報酬Ⅰと運用報酬Ⅱを資産運用会社に対して支払う。</p> <p>① 運用報酬Ⅰ 各営業期間について、本投資法人の直前の営業期間の決算期における貸借対照表に記載された総資産額に、100分の0.5（年率）を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じて得られる金額（なお、各営業期間の実日数に基づき1年を365日として日割計算によるものとし、1円未満を切捨てる。）を運用報酬Ⅰとする。 なお、本投資法人は、各営業期間に係る運用報酬Ⅰを、当該営業期間に係る決算日後、3ヵ月以内に資産運用会社に対して支払う。<u>但し、本投資法人の設立後最初の営業期間の運用報酬Ⅰについては、当該営業期間中に本投資法人が取得した特定資産の取得価額（但し、消費税及び地方消費税並びに取得に伴う費用を除く。）に、100分の0.5（年率）を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じて得られる金額（なお、各特定資産の運用実日数に基づき1年を365日として日割計算によるものとし、1円未満を切捨てる。）とする。</u></p>	<p>(1) 運用報酬 本投資法人は、各営業期間に係る運用報酬として、下記の運用報酬Ⅰと運用報酬Ⅱを資産運用会社に対して支払う。</p> <p>① 運用報酬Ⅰ 各営業期間について、本投資法人の直前の営業期間の決算期における貸借対照表に記載された総資産額に、100分の0.5（年率）を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じて得られる金額（なお、各営業期間の実日数に基づき1年を365日として日割計算によるものとし、1円未満を切捨てる。）を運用報酬Ⅰとする。 なお、本投資法人は、各営業期間に係る運用報酬Ⅰを、当該営業期間に係る決算日後、3ヵ月以内に資産運用会社に対して支払う。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>② 運用報酬Ⅱ</p> <p>各営業期間について、「本投資法人の当該営業期間の決算期における運用報酬Ⅱ控除前分配可能金額（以下で定義される。）を当該決算期末における発行済み投資口の総数で除した金額（以下、「運用報酬Ⅱ控除前一口当たり分配金」という。）」に、運用報酬Ⅱ控除前営業利益（以下で定義される。）と、100分の0.004を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じて得られる金額（1円未満を切捨てる。）を運用報酬Ⅱとする。</p> <p>すなわち、以下の計算式で算出される。</p> <p>運用報酬Ⅱ = 運用報酬Ⅱ控除前一口当たり分配金 × 運用報酬Ⅱ控除前営業利益 × 100分の0.004を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率（1円未満切捨て）</p> <p>本投資法人は、各営業期間に係る運用報酬Ⅱを、当該営業期間に係る決算日後、3ヶ月以内に資産運用会社に対して支払う。</p>	<p>② 運用報酬Ⅱ</p> <p>各営業期間について、「本投資法人の当該営業期間の決算期における運用報酬Ⅱ控除前分配可能金額（以下で定義される。）を当該決算期末における発行済み投資口の総数<u>（但し、本投資法人が当該決算期末において未処分又は未消却の自己の投資口を保有する場合、当該決算期末における発行済み投資口の総数から保有する自己の投資口の数を除いた数をいうものとする。）</u>で除した金額（以下、「運用報酬Ⅱ控除前一口当たり分配金」という。）」に、運用報酬Ⅱ控除前営業利益（以下で定義される。）と、100分の0.004を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じて得られる金額（1円未満を切捨てる。）を運用報酬Ⅱとする。</p> <p>すなわち、以下の計算式で算出される。</p> <p>運用報酬Ⅱ = 運用報酬Ⅱ控除前一口当たり分配金 × 運用報酬Ⅱ控除前営業利益 × 100分の0.004を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率（1円未満切捨て）</p> <p>本投資法人は、各営業期間に係る運用報酬Ⅱを、当該営業期間に係る決算日後、3ヶ月以内に資産運用会社に対して支払う。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>なお、「運用報酬Ⅱ控除前分配可能金額」とは、日本国において一般的に公正妥当と認められる企業会計基準に準拠して計算される税引前当期純利益（控除対象外消費税等及び運用報酬Ⅱ控除前並びに負ののれん発生益控除後）に繰越欠損金があるときはその金額を填補した後の金額をいうものとする。</p> <p>また、「運用報酬Ⅱ控除前営業利益」とは、日本国において一般的に公正妥当と認められる企業会計基準に準拠して計算される営業利益（控除対象外消費税等及び運用報酬Ⅱ控除前）の金額をいうものとする。</p> <p>(2) 取得報酬 (省略)</p> <p>(3) 譲渡報酬 (省略)</p> <p>2. (省略)</p>	<p>なお、「運用報酬Ⅱ控除前分配可能金額」とは、日本国において一般的に公正妥当と認められる企業会計基準に準拠して計算される税引前当期純利益（控除対象外消費税等及び運用報酬Ⅱ控除前並びに負ののれん発生益控除後）に繰越欠損金があるときはその金額を填補した後の金額をいうものとする。</p> <p>また、「運用報酬Ⅱ控除前営業利益」とは、日本国において一般的に公正妥当と認められる企業会計基準に準拠して計算される営業利益（控除対象外消費税等及び運用報酬Ⅱ控除前）の金額をいうものとする。</p> <p>(2) 取得報酬 (現行どおり)</p> <p>(3) 譲渡報酬 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p>
<p>第39条（諸費用の負担）</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 前項に加え、本投資法人は、原則として以下に掲げる費用を負担するものとし、その詳細については、当該一般事務受託者、当該資産保管会社又は当該資産運用会社との契約の定めによる。</p> <p>(1) 投資口の発行、上場及び上場維持に関する費用</p> <p>(2)～(12) (省略)</p>	<p>第39条（諸費用の負担）</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 前項に加え、本投資法人は、原則として以下に掲げる費用を負担するものとし、その詳細については、当該一般事務受託者、当該資産保管会社又は当該資産運用会社との契約の定めによる。</p> <p>(1) <u>投資口及び新投資口予約権の発行、上場及び上場維持に関する費用</u></p> <p>(2)～(12) (現行どおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第41条（資産の運用、保管及びその他の業務及び事務の委託）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (省略) 2. 本投資法人は、資産の運用及び保管に係る業務以外に関連する事務であって投信法並びに投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（以下、「投信法施行規則」という。）により第三者に委託しなければならないとされる事務（以下、「一般事務」という。）については、第三者に委託する。 3. 本投資法人の成立後に委託する事務のうち、本投資法人の発行する投資口及び投資法人債の募集に関する事務、発行する投資法人債の名義書換に関する事務、投資証券及び投資法人債券の発行に関する事務並びに投資法人債権者に係る事務（投信法施行規則に定める各事務のことをいう。）は、募集の都度又はその必要に応じて適宜、一般事務受託者を役員会で定め、一般事務委託契約を締結することとする。 	<p>第41条（資産の運用、保管及びその他の業務及び事務の委託）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (現行どおり) 2. 本投資法人は、資産の運用及び保管に係る業務以外に関連する事務であって投信法及び投信法施行規則により第三者に委託しなければならないとされる事務（以下、「一般事務」という。）については、第三者に委託する。 3. 本投資法人の成立後に委託する事務のうち、本投資法人の発行する投資口及び投資法人債の募集並びに新投資口予約権無償割当てに関する事務、発行する新投資口予約権及び投資法人債の名義書換に関する事務、投資証券、新投資口予約権証券及び投資法人債券の発行に関する事務、新投資口予約権者及び投資法人債権者に係る事務、並びに本投資法人の投資口の取得に関する事務（投信法施行規則に定める各事務のことをいう。）は、募集の都度又はその必要に応じて適宜、一般事務受託者を役員会で定め、一般事務委託契約を締結することとする。
<p>第9章 附則</p> <p>第42条（改正の効力発生）</p> <p>第5条第2項の新設にかかる改正は、投資法人が投資主との合意により自己の投資口の有償での取得を認める投信法の改正の施行日に効力を生じる。</p>	(削除)

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員時田榮治より、任期の調整のため平成27年5月31日をもって一旦辞任したい旨の申出があつたため、平成27年6月1日付で執行役員1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案における執行役員の任期は、就任する平成27年6月1日より2年間となります。

また、本議案は、平成27年4月17日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案です。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏 名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況並びに 本投資法人における地位及び担当	所有する 本投資法人の 投資口数
とき た えい じ 時 田 榮 治 (昭和27年11月18日)	昭和50年4月 株式会社富士銀行（現 株式会社みずほ銀行）入行 平成12年4月 同行 与信管理部長 平成12年4月 富士総合管理株式会社 取締役 平成14年4月 みずほ総合管理株式会社 監査役 平成14年4月 株式会社みずほ銀行 与信企画部長 平成14年7月 同行 審議役 平成14年11月 同行 京都支店長 平成16年4月 同行 執行役員 新橋支店長 平成17年1月 同行 常務執行役員 平成21年3月 みずほキャピタル株式会社 代表取締役社長 平成24年2月 昭栄株式会社（現 ヒューリック株式会社）顧問 平成24年3月 同社 代表取締役社長 平成24年7月 ヒューリック株式会社 顧問 平成24年12月 同社 顧問 戰略企画室長 平成25年4月 ヒューリックリートマネジメント株式会社 代表取締役（現任） 平成25年11月 ヒューリックリート投資法人 執行役員（現任）	0口

- 上記執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結しているヒューリックリートマネジメント株式会社の代表取締役です。
- 上記執行役員候補者と本投資法人の間には、上記を除き特別の利害関係はありません。
- 上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しております。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

補欠執行役員一寸木和朗より、任期の調整のため平成27年5月31日をもって一旦辞任したい旨の申出があつたため、執行役員が欠けた場合又は法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、平成27年6月1日付で補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。

なお、本議案において、補欠執行役員選任にかかる決議が効力を有する期間は、本投資法人の規約第17条第3項の定めに基づき、第2号議案における執行役員の任期が満了する時までとします。

また、本議案は、平成27年4月17日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案です。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏 名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況並びに 本投資法人における地位及び担当	所有する 本投資法人の 投資口数
一寸木 和朗 (昭和38年1月7日) <small>ち ょつ き かず あき （昭和三十八年一月七日）</small>	昭和60年4月 株式会社富士銀行（現 株式会社みずほ銀行）入行 平成16年5月 株式会社みずほコーポレート銀行（現 株式会社みずほ銀行）ALM部次長 平成21年4月 みずほ証券株式会社 金融市場グループ副グループ長 平成23年4月 株式会社みずほコーポレート銀行（現 株式会社みずほ銀行）兜町証券営業部長 平成25年4月 ヒューリック株式会社 出向 平成25年5月 ヒューリッククリートマネジメント株式会社 出向 平成25年7月 同社 取締役 平成25年8月 同社 取締役企画・管理部長（現任） 平成25年12月 ヒューリッククリート投資法人 補欠執行役員（現任）	0口

- 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結しているヒューリッククリートマネジメント株式会社の取締役企画・管理部長です。
- 上記補欠執行役員候補者と本投資法人の間には、上記を除き特別の利害関係はありません。
- 上記補欠執行役員候補者は、現在、本投資法人の補欠執行役員です。
- なお、上記補欠執行役員については、その就任前に本投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。

第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員島田邦雄及び杉本茂より、任期の調整のため平成27年5月31日をもって一旦辞任したい旨の申出があったため、平成27年6月1日付で監督役員2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案における監督役員の任期は、就任する平成27年6月1日より2年間となります。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況並びに 本投資法人における地位	所有する 本投資法人の 投資口数
1	しま だ くに お 島 田 邦 雄 (昭和34年8月16日)	昭和61年4月 昭和61年4月 平成12年6月 平成19年2月 平成22年7月 平成23年6月 平成25年1月 平成25年11月 弁護士登録 岩田合同法律事務所 入所 みずほ債権回収株式会社 常務取締役（現任） 富士総業株式会社 監査役（現任） 島田法律事務所 代表パートナー（現任） 株式会社ツガミ 取締役（現任） 一般社団法人日本卸電力取引所 監事（現任） ヒューリックリート投資法人 監督役員（現任）	0口
2	すぎ もと しげる 杉 本 茂 (昭和33年10月12日)	昭和57年4月 昭和60年10月 昭和63年7月 平成7年12月 平成20年4月 平成20年11月 平成22年5月 平成24年6月 平成25年2月 平成25年11月 住宅・都市整備公団（現 独立行政法人都市再生機構）入社 太田昭和監査法人（現 新日本有限責任監査法人）入社 株式会社さくら綜合事務所設立 代表取締役（現任） 監査法人さくら綜合事務所設立（現 さくら萌和有限責任監査法人） 中央大学大学院 客員教授 さくら萌和有限責任監査法人 代表社員（現任） 一般社団法人不動産証券化協会 監事（現任） 株式会社ツムラ 取締役（現任） 一般社団法人環境不動産普及促進機構 監事（現任） ヒューリックリート投資法人 監督役員（現任）	0口

- ・上記監督役員候補者両名と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- ・上記監督役員候補者両名は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務全般を監督しております。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項及び本投資法人規約第14条に規定する「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案乃至第4号議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しません。

以 上

第2回投資主総会会場ご案内図

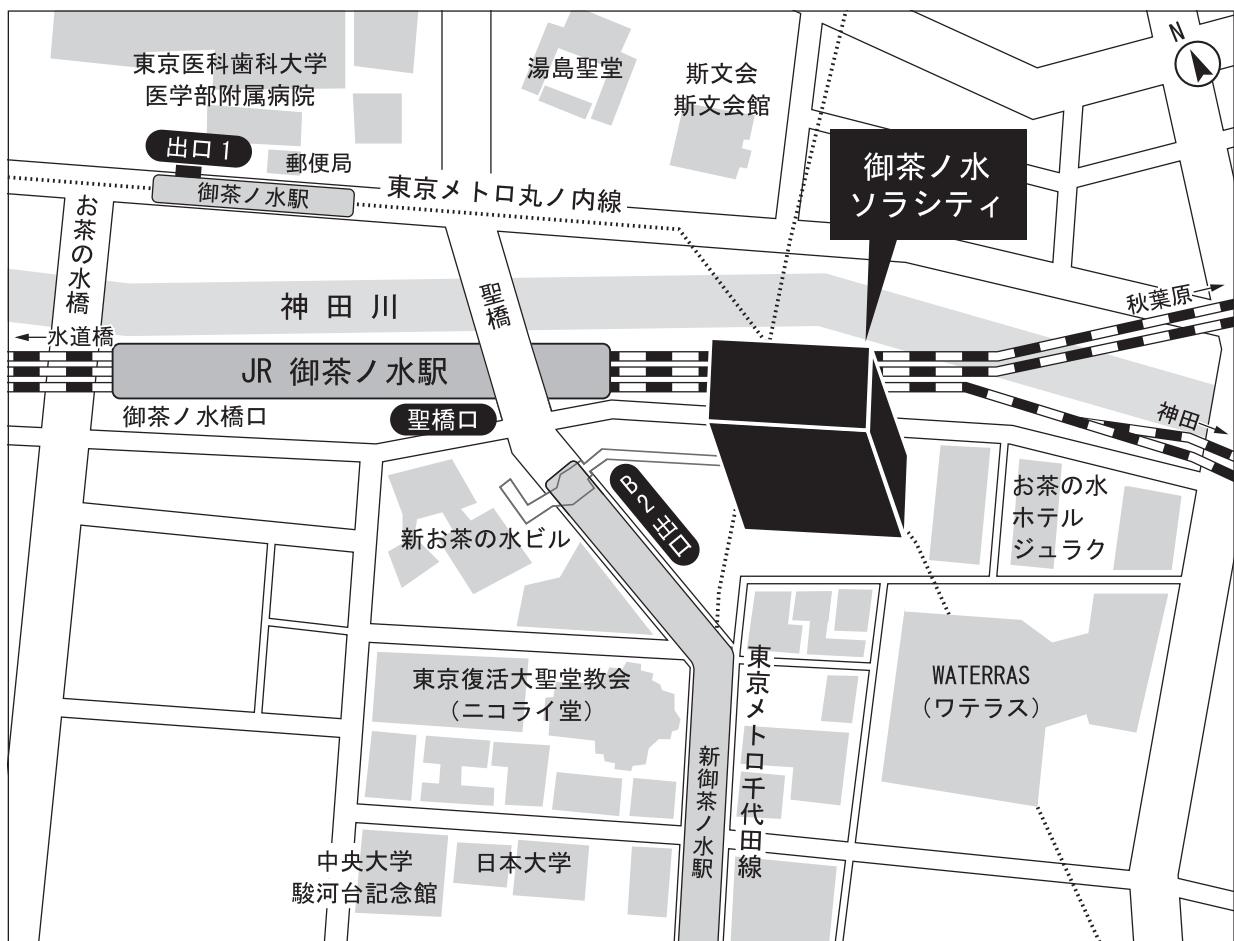
東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地

御茶ノ水ソラシティ 2階

ソラシティ カンファレンスセンター

(室名ソラシティホールイースト)

電話：03-6206-4855



J R 中央線・総武線

東京メトロ千代田線

東京メトロ丸ノ内線

「御茶ノ水」駅

「新御茶ノ水」駅

「御茶ノ水」駅

聖橋口から 徒歩1分

B2出口【直結】

出口1から 徒歩4分

なお、当時は、駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。